

令和8年7月24日

第25回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第25回指宿市農業委員会会議録

1 開催日時及び場所

令和8年7月24日（金） 午後2時15分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについて

報告第 3 号 農地法第4条の規定による許可取消について

議案第 1 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について
（所有権移転分）（利用権設定分）

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農地利用変更届について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

○農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 久 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
7 番 滝 下 真 弥 子	8 番 石 嶺 義 孝	
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 徳 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

○農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
29 番 山 下 竜 一	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太
38 番 下 吉 一 宏		

1 小委員長

13 番 小 荒 田 大 樹

1 欠席委員

9 番 下 高 原 誠 12 番 西 山 昭 二

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する事務局職員

事務局長	小 吉 建 治
主幹兼農地総務係長	林 栄 作
農地総務係主査	今 奈 良 昂 平
主幹兼振興係長	前 田 昭 市
振興担当主幹	富 永 敏 尚
振興係主事	池 田 恵
主幹兼地域計画係長	向 吉 真 一

1 当議事書記

主幹兼農地総務係長 林 栄 作

1 開会 午後2時15分

事務局	ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第25回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案」の取下げについての説明をいたします。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号農地法第4条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号農地法第4条の規定による許可取消についての説明をいたします。 議案書の5ページをお開きください。

議長

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の6ページをお開きください。

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は4件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の案件については、県地域振興公社の農地売買等事業における一括方式が4件で、いずれも事前審査において承認されたものであります。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の8ページから15ページまでの23件でございます。

内訳については、新規が12件、期間満了に伴う更新が9件、耕作者変更が2件となっております。

それでは、議案書の8ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については新規就農者に関する案件で、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。

事務局

番号1の新規就農者について、事務局で調査を行いましたのでご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

申請人は、もともとIT関連の会社で、人工衛星を使って田んぼの研究に携わっていましたが、そのうち農業に興味を持ち、農業大学校に入学しました。その後、魅力を感じた指宿での就農を決意して、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、トラクターを所有しており、栽培技術や機械の操作についても、農業大学校で学んでいるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナックエンドウを中心に、年間販売高750万円を目指しており、現在の栽培品目で更に技術力を磨いて、規模拡大に力を入れていきたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第

3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から15ページ23番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

11番委員

13番の使用貸借権について、理由を教えてください。

事務局

は、どのような会社か教えてください。

使用貸借権の理由としましては、渡人であるが受人の会社の役員のために使用貸借となっております。

次に、については、トマト、パッションフルーツの生産を行っている会社で、農業生産物を加工してトマトをジュースにするなど、今後、そのようにしていきたいと思っているとのことでした。

設立年月日はで、代表取締役は
となっております。

また、資本金はとなっております。

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から23番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の2番から23番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

7月9日の転用調査時に、私と24番委員、28番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から15番は売買、16番及び17番は親族への贈与、18番及び19番は知人への贈与で、贈与税に関しては、理解しているとのことですので。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと思われます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の2ページから55ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしました。審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から20ページ19番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は番号1番の1件のみで、申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

事業目的は牛舎です。

審議資料の56ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ340m離れた農地で、東は宅地、西は河川、南は田、北は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農用地利用計画指定用途に該当します。

事業計画者は市内の法人で、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を活用して牛舎を建築し、畜産経営を開始する新規就農者へ貸し付ける計画です。

代替地についても検討されていますが、いずれも事業計画を満たすことができず、また一般基準上の問題も特に認められませんでした。

議長

以上、報告のとおり、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

それでは、議案第4号のうち1番から4番については、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番です。転用目的は、駐車場です。

審議資料の57ページをお開きください。

申請地は、 から南へ800m離れた農地で、西は里道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、隣接地で医療業を営んでおり、現在使用している駐車場とは別に、申請地を主に従業員駐車場として整備し、利用する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。

隣接地に農地はなく、周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は、一般住宅です。

審議資料の58ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ360m離れた農地で、東は宅地、西と南は畑、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当

します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを積むことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的はプラスチック加工場です。

審議資料の59ページをお開きください。

申請地は[]から南東へ470m離れた農地で、東は畑、西は宅地、南は用悪水路、北は公衆用道路に接しています。

農地区分、許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地の西側には住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、申請地の隣接地でプラスチック加工場を営んでいる法人で、既存の工場が手狭であることから申請地を取得し、新たにプラスチック加工場を建築する計画です。

土地の形状については0.9mの盛土を行いますが、土留工事を行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番です。転用目的は飼料保管及び作業場です。

審議資料の60ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ500m離れた農地で、南は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、近隣の牛舎で畜産を営む個人で、申請地を取得し、飼料保管及び作業場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、新たな工作物の設置等はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

なお、申請地にはすでに飼料保管用のサイロが2基設置されてあることから、始末書が添付されております。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、4件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号のうち1番から4番について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号のうち1番から4番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてのうち1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号のうち5番については、本日、農業委員と地区担当の農地利用最適化推進委員が現地調査を行っておりますので、事務局に現地調査の報告を求めます。

事務局

それでは、5番について事務局より報告いたします。

資料の61ページをお開きください。

転用目的は資材置場です。

なお、本案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、本日、全体調査を行っております。

農地区分・許可事項については、住宅の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ65m離れた農地で、東と北は市道、西は畑、南は宅地及び畑に接しています。

申請人は建設業を営んでいる法人で、現在の資材置場が山間部に位置しており、アクセスの悪さや災害時に停電が発生しやすい等の支障が生じていることから、申請地を取得し新たな資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、防護柵や緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上で報告を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします

議長

現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号のうち5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

28番委員
事務局

申請地以外に事業対象となっている土地はありますか。

今回申請している農地のみです。

28番委員

ちょっと形がいびつで、欠けているところにも農地がタブレットで見受けられたので、そこは事業対象じゃないのかと思ったところです。

事務局

この農地は含まれておりません。所有者が今回の方々とは別の方になっ

議長
委員
議長

ておりまして、この農地への道はあります。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号のうち5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてのうち5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農地利用変更届についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は番号1番の1件のみで、申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

審議資料の62ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ310m離れた農地で、西は国道、それ以外は宅地に接しています。

道路との高低差を解消するために、申請地及び隣接する宅地を約1.8m盛土して、耕作の利便性を改善しようとするものです。

なお、本案件につきましては、報告第3号1番で説明があったとおり、令和8年5月25日開催の第23回農業委員会で、駐車場への転用許可を受けた農地ではありますが、許可取消となりました。

しかしながら、転用許可以前に農地利用変更の届出をせずに無断で盛土を行っていたことから、改めて始末書付きの届出がなされたものです。

以上、報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員

確か駐車場を作るということで申請されたかと思いますが、どうして梅の木を植えるようになったのか。何か支障があったのでしょうか。

事務局

植樹された理由としては、駐車場として利用しつつ課税地目を畑にしたいという思いがあったようですが、駐車場としての利用計画がなくなり、改めて畑として管理することになったところ です。

11番委員

この地図を見ると、交差点の横の農地まで含まれているのでしょうか。

事務局
議長
委員
議長
委員
議長

が農地で、その横の交差点に接しているのは雑種地です。
ほかにございませんか。
「なし」の声あり。
議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。
事務局
それでは、議案書の25ページをご覧ください。
議案第6号農用地あっせん申出の「売渡・貸付」をご説明いたします。
今月は、売渡申出が2件、貸付申出が1件です。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下についてはお目通しください。
見取り図、地籍図については、審議資料の65ページから70ページに掲載しています。
以上で説明を終わります。
皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第6号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。
30番委員
3番の貸付の畑は、軽自動車は入っていただけますか。
事務局
入口が非常に狭く、車両は入っていきません。
21番委員
3番の畑は、一輪車なら入って行けます。ただし、畑の西側に位置する
の敷地の中を通らなくてはならない状況です。
事務局
道路に面していないので、あっせんはできないと説明をしたが、住宅敷地の横から入れますということでしたので、受け付けました。
議長
ほかにございませんか。
委員
「なし」の声あり。
議長
ご質疑なしと認めます。
このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局
それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
「売渡・貸付」申出になりますが、議案書の25ページになります。
番号1は、35番委員、15番委員。
番号2は、6番委員、25番委員。

議長

委員

議長

委員

議長

事務局

議長

委員

議長

事務局

番号3は、21番委員、2番委員をお願いします。

以上、事務局案として提案いたします。

あっせん委員に選出された委員さんは、相互に連携を取り、あっせん活動を行っていただきますようお願いします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第6号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかになれば、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

その他について、ご説明いたします。

議案書の26ページをお開きください。

その他(議案書の26ページを参照して説明)

1. 7月の行事報告

2. 8月の行事予定

3. その他

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第25回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員、ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時29分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員14番委員 _____

議事録署名委員16番委員 _____

